

遺品の整理を依頼される方へ

遺品の整理を便利サービス業者や遺品整理業者などへ依頼するときに、ごみ（不要家財など）の処理と一緒に依頼してしまうケースが増えております。

市町村からの「許可」を得ていない便利サービス業者や遺品整理業者には、ごみ処理の依頼はできません。

ごみ処理は市町村が許可した「一般廃棄物処理業者」へご依頼ください。

もし「許可」の無い便利サービス業者や遺品整理業者に
ごみ処理を依頼してしまったら。

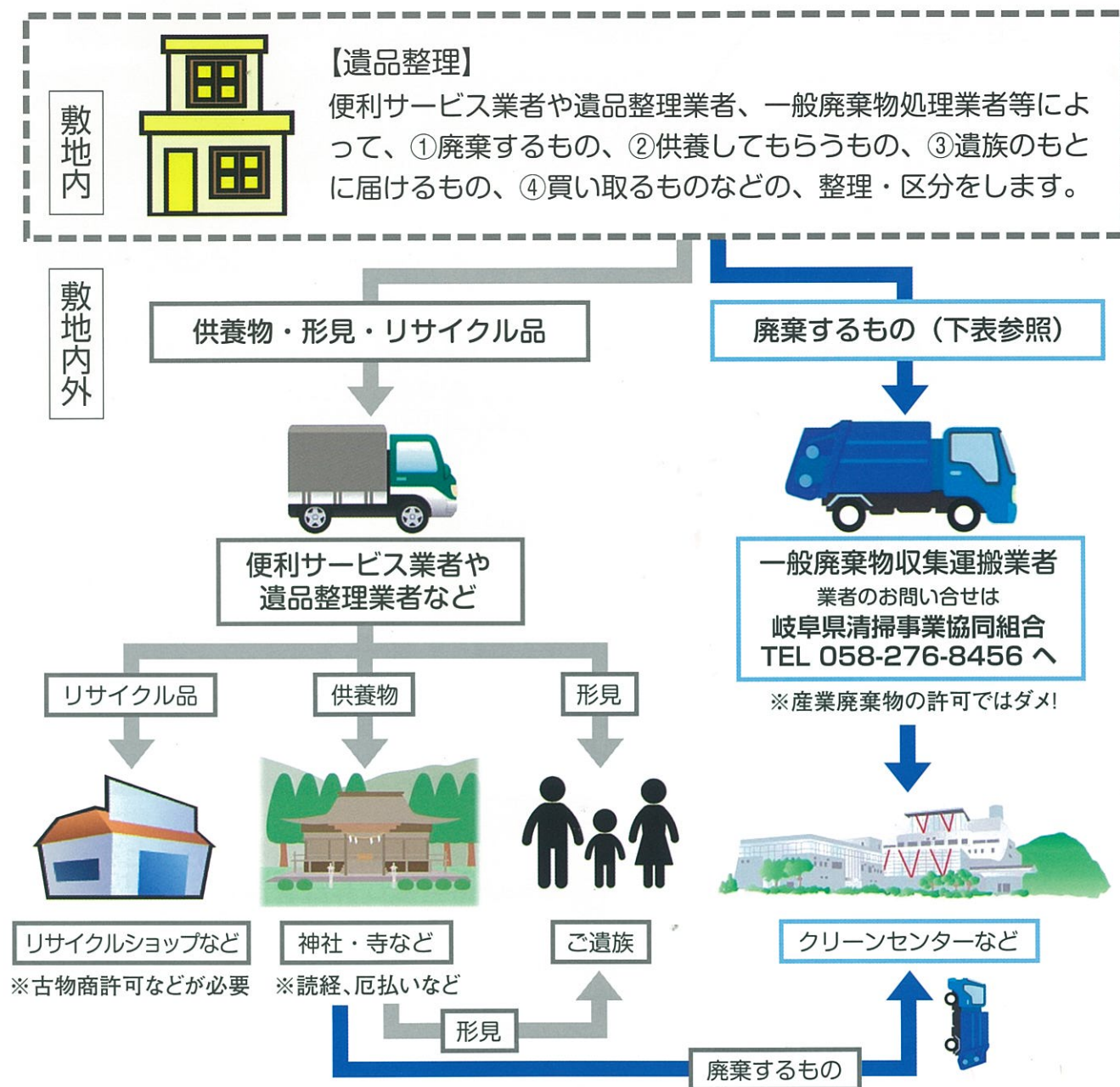
廃棄物処理法第7条により、「一般廃棄物の収集・運搬を行おうとする者は、当該区域を管轄する**市町村長の許可を受けなければならない**」と規定されております。

一般家庭から排出されるごみは「一般廃棄物」に該当することから、整理した遺品の中で廃棄するものは「一般廃棄物」となります。

便利サービス業者や遺品整理業者等に遺品整理のほかにごみ処理を依頼した場合、ごみ処理を引き受けた便利サービス業者や遺品整理業者は「**無許可営業※**」となり、**廃棄物処理法違反**となります。また、便利サービス業者や遺品整理業者が不法投棄などをした場合、**ごみ処理を依頼した方自身も罰せられる**可能性があります。

※5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（法人にあたっては3億円）又はこれが併科されることとなります。ごみ処理を依頼した方が法人の場合も、同様の罰則の可能性があります。

一般的な処理の流れ



廃棄するものの一例

家電製品類	家具・寝具類	趣味用品・その他
照明器具・電気スタンド 携帯電話・スマートフォン 電話機・FAX 扇風機・掃除機 加湿器・空気清浄機 CD・DVDプレイヤー 炊飯器・ポット・食洗機 電子レンジ・オーブン ストーブ・ファンヒーター 電気こたつ など	布団・毛布・座布団 ベッド・マットレス カーペット・じゅうたん 机・椅子・テーブル・ソファ テレビ台・電話台 棚（木・戸・食器）・タンス 洗面化粧台 傘立て カーテン 鏡・鏡台 など	プリンタ・コピー機 紙・書籍類 遊戯具、楽器類 鉢・プランター 食器類、米びつ 調理台・レンジ台 バイク・自転車・車椅子 スーツケース スポーツ用品・健康機具 物干し竿・物干し台 など

許可業者に依頼が必要な場合は

依頼が必要な場合

ご家庭から廃棄するもの

供養が終り焼却などの処理をするもの

市町村の許可した
「一般廃棄物収集運搬業者」へ
ご依頼ください。

依頼が不要な場合

お寺で供養してもらうもの

ご遺族のもとに届けるもの

買い取れるもの

便利サービス業者や
遺品整理業者のご利用が
可能です。

※供養物として運ぶことができるものの範囲は、地域毎の宗教的行為の範囲がことなるため、自治体に
問い合わせください（携帯電話などをダメとしている自治体もあります）。

供養してもらうものとは

「お寺での供養※」など、宗教的儀式の一環として故人の遺品を処理する場合に限り、その特定の遺品に限って廃棄物にはなりません（ただし、地域の風習や社会情勢などを鑑みた上で、宗教的・社会的慣習であるかは、お住まいの市町村の判断が必要となります）。

廃棄物でないものを処理する以上、一般廃棄物処理業の許可は不要となります。これは、宗教的感情に基づいております。

供養が終わった後のものが一般廃棄物となる場合は、法に基づき適正な処理が必要となります。

※廃棄物処理法第16条の2では、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」とされており、原則、ごみを燃やすことは禁止されております。ただし、「風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却」は可能であるとされております。

◆風俗習慣上又は宗教上の行事の一例

…○お焚き上げや読経のためお寺まで特定の遺品を運ぶ行為

○左義長、どんど焼き

×遺品整理で出た生活ごみを運ぶ行為

×読経、厄払い後にクリーンセンターなどで処理するごみを運ぶ行為

買い取れるものとは

買い取る場合や無料で引き取られる場合であっても、**ただちに価値のあるもの（有価物）と判断することはできません。**

それが再使用（リユース）を目的とした経済合理性に基づいた適正なものであるか慎重に判断する必要があります。

特に家電リサイクル法に定められている家電4品目（洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン）については、以下のとおり取り扱うことが適当であるとされておりま

（1）中古品として認められない場合（**年式が古い、通電していない、破損している、リコール対象製品であるなど**）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取り扱い（雨天時に帆無しトラックで回収など）がなされている場合は廃棄物となります。

（2）家電4品目以外の家電なども、同様に、総合的に判断する必要があります。

注意！

「無料」もしくは「買い取り」と称して、廃棄物を回収していた「不用品回収業者」が逮捕された事例が岐阜県内でも発生しております。回収を依頼された方も罰則を受けるおそれがありますので、ご注意ください！

2013.2.18に強制捜査を受けた、岐阜市内の不用品回収業者の回収現場写真。(写真:環境省提供)



便利サービス業者や遺品整理業者にごみ処理を依頼し、不当に高額な請求をされるケースがございます。依頼される前に、お住まいの市町村のごみ処理ルールにしたがって適正に処理をしている一般廃棄物処理業者もしくは市町村にご連絡ください(市町村で定めたルールに従って処理をした方が安価に済む場合もあります)。

ごみのことはお任せください

岐阜県清掃事業協同組合

私たちは地域の皆様のため、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めています。

岐阜市須賀4丁目16番25号 岐阜県清掃会館

TEL : 058-276-8456

FAX : 058-276-8457

E-mail : giseikyo@g-seisou.jp